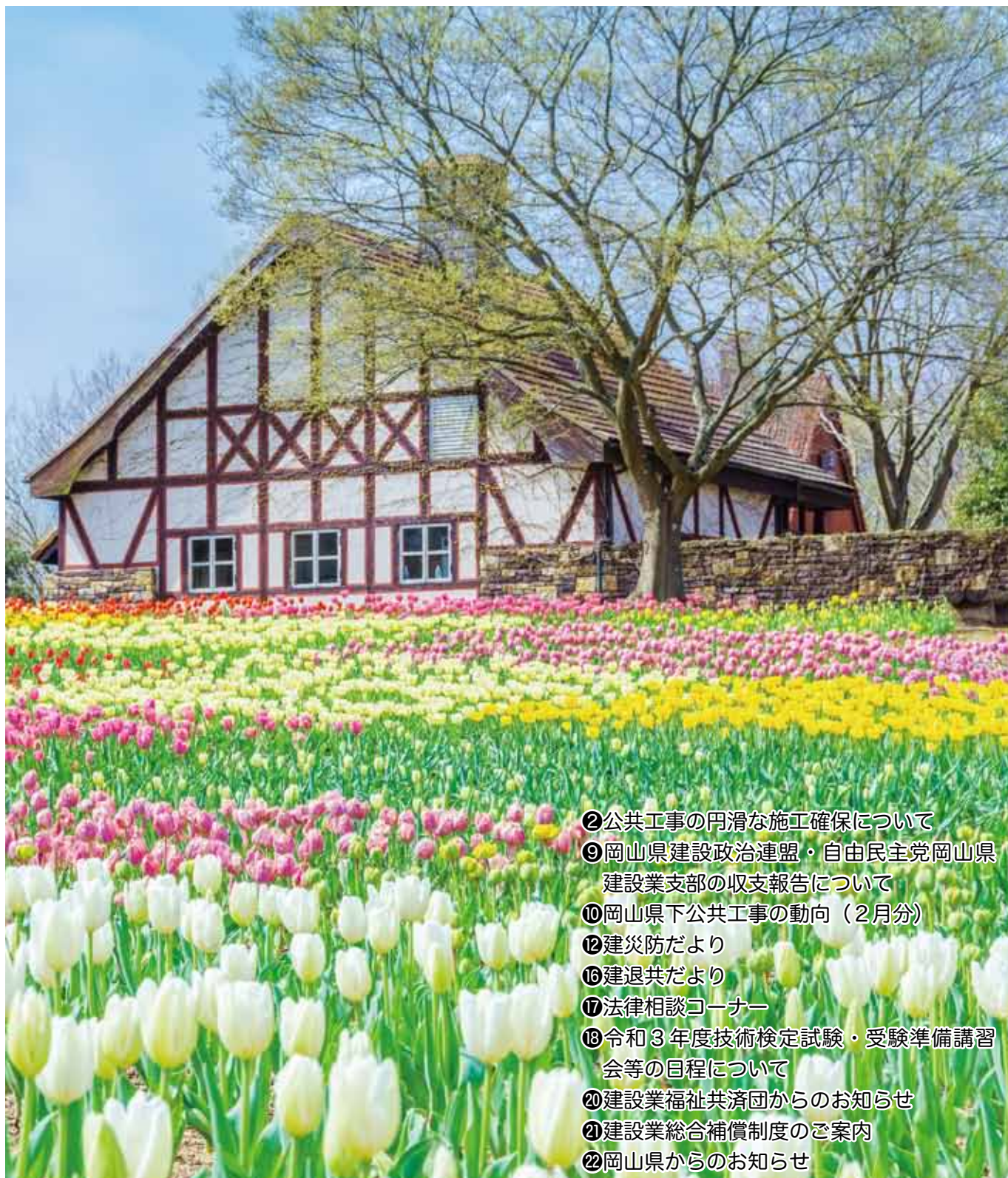


Okakenkyo News Letter

2021
3月
811号

岡山県建設業協会 会報



- ②公共工事の円滑な施工確保について
- ⑨岡山県建設政治連盟・自由民主党岡山県建設業支部の収支報告について
- ⑩岡山県下公共工事の動向（2月分）
- ⑫建災防だより
- ⑬建退共だより
- ⑭法律相談コーナー
- ⑮令和3年度技術検定試験・受験準備講習会等の日程について
- ⑯建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑰建設業総合補償制度のご案内
- ⑱岡山県からのお知らせ

ドイツの森(提供：岡山県観光連盟)

公共工事の円滑な施工確保について

総務省自治行政局長
国土交通省不動産・建設経済局長

公共工事の適正な入札及び契約の実施を通じて建設業の健全な発達を図るとともに、防災・減災、国土強靱化対策の加速化を図り、国民の安全・安心を確保するため、令和3年1月28日に成立した令和2年度第3次補正予算も含め、今後の公共工事の円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

このため、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年10月21日付け総行行第215号・国土入企第26号）において要請した内容を踏まえ、公共工事の円滑な施工確保を図るよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づき、地方公共団体に対し別添1のとおり要請しましたので、お知らせします。

また、公共工事の円滑な施工確保対策の充実を図るため、別添2の内容についても、取組の実施又は検討を行うようお願いしておりますので、併せてお知らせいたします。

※こちらの内容は、2月1日付ホームページの「重要なお知らせ」欄にも掲載しております。

【別添1】

1. 適正な価格による契約について

（1）適正な予定価格の設定について

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について、適正な積算を行うこと。

加えて、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じているとき、災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

また、公共建築工事においては、適正な予定価格の設定等の取組について以下の通知を行っていることから、これらを参考に、実勢を踏まえた適正な積算を通じた予定価格の適正な設定を図ること。

・「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（平成26年1月24日付け総行行第12号・国営計第102号・国土入企第24号）

- ・「公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る取組の強化について」（平成27年1月30日付け国土入企第32号、平成27年10月27日付け国土入企第9号）
- ・「公共建築工事の円滑な施工確保について」（平成28年6月30日付け国土入企第7号）

なお、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項第1号の規定に違反すること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障をきたすとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、歩切りについては、資材等の実勢価格を適切に反映した積算の徹底とあわせ、これを厳に行わないよう、改めて徹底すること。

（2）ダンピング対策の強化について

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図ること。このため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共団体にあっては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。

また、「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」（平成31年3月29日付け総行行第103号・国土入企第65号）により要請したとおり、平成31年3月の「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の見直しを踏まえ、低入札価格調査基準及び最低制限価格について、その算定方式の改定等により適切に見直すこと。

なお、総合評価落札方式による入札には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）上、最低制限価格を設定できないことから、「総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について」（平成29年9月29日付け総行行第214号・国土入企第23号）を踏まえ、適切にダンピング対策を実施すること。

（3）設計変更等の適切な実施について

設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状況が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。さらに、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に行うこと。

特に、工事目的物の完成のために真に必要なもので、追加で施工を行った場合若しくは費用を要した場合においても、（1）の趣旨を踏まえ、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

また、遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に係る設計変更等については、「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成25年3月8日付け総行行第43号・国土入企第34号）において通知した「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」（平成25年2月6日付け国技建第7号）を参考に、適切な運用に努めること。

加えて、契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備え、いわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）を適切に設定するとともに、受注者からの申請に応じて適切な対応を図ること。また、その旨建設業者に周知徹底すること。

2. 適正な工期設定について

工期の設定に当たっては、「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告）等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日などの作業不能日数等を考慮し、適正な工期の設定に努めること。

特に、週休2日の確保等について考慮するとともに、その場合に必要となる労務費や機械経費、共通仮設費、現場管理費などを請負代金に適切に反映すること。

また、労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用など、契約上の工夫を行うよう努めること。

3. 技術者・技能者等の効率的活用について

（1）地域の実情等に応じた適切な規模での発注について

工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、技術者等を有効活用するため、複数の工区をまとめて発注するなど、地域の実情等に応じて適切な規模での発注を行うこと。

その際、施工箇所が点在する工事の間接費の積算については、「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」を参考に、適切に行うこと。

なお、復旧・復興事業による工事量の増大が見込まれる被災地域等においては、当該地域における建設業者数や技術者数等を踏まえ、適切な規模での発注が行われるよう特に配慮するとともに、状況に応じた適切な地域要件の設定等、必要な対策を機動的に講じること。

（2）技術者の専任等に係る取扱いについて

監理技術者等の専任に係る取扱い、現場代理人の常駐義務緩和に関する運用及び監理技術者等の専任を要しない期間の設定等については、「監理技術者制度運用マニュアル」（令和2年9月30日付け国不建第130号）における趣旨や、令和2年10月1日に施行された建設業法に基づく監理技術者の専任義務の緩和及び主任技術者の配置義務の見直し等の工事現場の技術者に関する規制の合理化などを踏まえ、また「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」（平成30年12月3日付け国土建第309号）も参考に、適切に対応すること。

4. 施工時期の平準化について

施工時期の平準化については、円滑な施工確保に資することに加え、年間を通じた工事量の安定による公共工事に従事する者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。このため、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成28年2月17日付け総行第41号・国土入企第17号）において通知した内容を踏まえ、計画的に発注を行うとともに、他の発注者との連携による中長期的な

公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、「余裕期間制度の活用について」（平成28年6月24日付け事務連絡）を参考とした余裕期間制度の活用などによる柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの必要な措置を講ずることにより、施工時期の平準化を図ること。

施工時期の平準化の推進に当たっては、「地方公共団体における土木部局以外の部局による平準化の取組及び部局間連携の推進について（通知）」（令和2年9月3日付け総行行第226号・国不入企第12号）を踏まえ、財政部局のほか、農林や教育など土木以外の部局を含め、各発注担当部局が緊密に連携して、施工時期の平準化を図るために必要な取組を進めること。

5. 入札契約手続の迅速化等について

入札契約手続の迅速化等を通じた着実な事務の執行を図るため、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等の適切な企業評価などにより、地域の建設業者の受注機会の確保に配慮しつつ、入札公告等の準備行為の前倒しや総合評価落札方式における提出資料の簡素化、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注、総合評価落札方式における技術審査・評価業務の効率化、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約（いわゆる不落随契）の活用等により、事務の改善及び効率化に努めること。

特に災害復旧事業については、手続きの透明性・公正性等にも配慮しつつ、相当数の事業に係る入札及び契約を短期集中的に行う必要があることから、平成29年7月に国土交通省において策定された「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」も参考として、応急復旧事業や緊急度が極めて高い本復旧事業について随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）を、それ以外の復旧事業について指名競争入札方式を活用する等により、可能な限り手続に要する期間の短縮に努めること。

6. 地域の建設業者の受注機会の確保について

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和2年10月2日閣議決定）を踏まえ、地域の中小建設業者の活用により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定、地域への精通度等の適切な企業評価に努めるなど、引き続き中小建設業者等の受注機会の確保に努めること。

7. 建設業者の資金調達の円滑化のための取組について

建設企業が公共工事を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）を適切に実施することが重要であることから、未導入の団体については早急にその導入を図り、導入済の団体についても支払限度額を見直すとともに、地方自治法施行令等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うほか、中間前金払制度の手続の簡素化・迅速化など、前金払の迅速かつ円滑な実施に努めること。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用にも努めるとともに、本制度の趣

旨を踏まえ、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

8. 就労環境の改善について

令和3年1月28日に成立した令和2年度第3次補正予算等による経済効果の早期発現のためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて建設労働者に至るまで適切に支払が行われることが重要である。そのため、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（令和2年2月14日付け国土入企第49号）を踏まえ、適切な価格での契約に努めるとともに、「建設業における社会保険等未加入対策について」（平成28年6月16日付け総行行第123号・国土入企第6号）及び「公共工事における社会保険等未加入対策について」（平成29年2月28日付け国土入企第26号）を踏まえ、社会保険等未加入業者の排除等に取り組むことにより技能労働者等への適切な水準の賃金の支払等を促進すること。また、前払金・中間前払金の活用、適正な工期の設定や柔軟な設計変更などにより建設労働者の就労環境の改善に努めること。

9. 地域の建設業団体等との緊密な連携について

地域の建設企業が円滑に施工を行うことができる環境の整備により「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による事業の着実な実施が図られるよう、地域の建設業団体等との意見交換等を通じた緊密な連携を図ることにより、公共工事の受注環境等の把握に努め、工事の円滑な発注や入札・契約の適正化等に努めること。

10. 公共工事に関する調査及び設計の円滑な実施について

災害時をはじめとして、公共工事の円滑な施工確保のためには、公共工事に関する測量、地質その他の調査及び設計の円滑な実施が重要な役割を果たすものであることから、調査及び設計の発注に当たっては、公共工事と同様に、適正な予定価格の設定、ダンピング対策の強化、設計変更等の適切な実施、適正な履行期間の設定、実施時期の平準化、災害復旧事業における入札契約手続の迅速化、地域の業者の受注機会の確保、資金調達の円滑化のための取組、技術者等の就労環境の改善等に努めること。

【別添2】

1. 低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について

ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等については、「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」（平成31年3月29日付け総行行第103号・国土入企第65号）（以下「ダンピング対策通知」という。）等により、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（以下「中央公契連モデル」という。）及び国土交通省での見直しを踏まえ、適切に見直すよう、繰り返し要請してきたところである。しかしながら、中央公契連モデルの基準を大きく下回る算定方式や設定範囲等の基準により、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び最低制限価格を設定している団体が一部で見受けられることから、改めて、その算定方式や設定範囲等の改定等により、適切な見直しを行うこと。

なお、中央公契連モデルの基準を大きく下回る算定方式や設定範囲等の基準を設定している団体（低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入していない団体や、入札金額に応じて調査基準価格や最低制限価格が変動する算定式を用いている団体等を含む）については、今後、算定方式や設定範囲等の基準の見える化等の取組を進めていく予定であり、あらかじめ、ご承知おきいただきたい。

2. 低入札価格調査の適切な実施等による実効性の確保について

低入札価格調査制度については、ダンピング対策通知等に基づき、適切な活用を徹底するよう要請してきたところであるが、調査基準価格を下回る入札があった場合において、低入札価格調査の趣旨を徹底した調査が実施されなければ、ダンピング対策の実効性が確保できないおそれがある。

については、低入札価格調査制度の実効性を確保するため、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（以下「適正化指針」という。）の「第2 入札及び契約の適正化を図るための措置、4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項、（3）低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関すること」のイ〜リに掲げる事項等について、改めて、適切な調査の実施を徹底すること。（別紙1 参照）

また、ダンピング対策通知の「3. ダンピング対策の実効性の確保について」において、失格基準の積極的な導入・活用や総合評価落札方式における施工体制の適切な評価などの措置等を講ずることにより、ダンピング対策の実効性を確保するよう要請したところであるが、必要に応じて、当該措置の実施について改めて検討を行い、ダンピング対策の実効性の確保を図ること。（別紙2 参照）

さらに、発注体制上の課題等により、低入札価格調査の実効性確保が困難である場合や、適切な低入札価格調査が実施されていないおそれがある場合には、必要に応じて、最低制限価格制度の活用や、最低制限価格制度を適用する金額等の条件の見直しを含めた検討を行うなど、ダンピング対策の実効性確保に努めること。

なお、低入札価格調査制度については、適正化指針において、要領をあらかじめ作成し、これを公表するとともに、低入札価格調査を実施した工事に係る調査結果の概要を原則として公表するなど、透明性、公正性の確保に努めるとされていることに留意すること。

3. 概算数量発注の活用について

概算数量発注（積算及び入札事務の簡素化・効率化を図ることなどを目的として、設計数量が概算であることをあらかじめ明示し、当初設計の数量（の一部）を概算数量により積算を行う発注等）については、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ（令和2年1月30日改正））（以下「運用指針」という。）の「Ⅲ. 災害時における対応」において、災害発生後の緊急対応にあたり、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、緊急度に応じた対応も可能であることとされているところである。このことを踏まえ、災害復旧工事等の発注に当たっては、手続の透明性及び公平性の確保に留意しつつ、地域の実情等も考慮し、必要に応じて、概算数量発注の活用についても適宜検討すること。

また、施工内容が単純であり、施工に当たり当初設計から大きな差異が生じにくいもので、早期に発注することにより施工時期の平準化に資すると判断される工事等の発注に当たっても、手続の透明性及び公平性の確保に留意しつつ、地域の実情等も考慮し、必要に応じて、概算数量発注の活用を適宜検討

すること。

なお、概算数量発注を行う場合には、工事に関する施工条件等を設計図書に明示するとともに、当該工事に係る数量が確定した際には、受注者が作成又は修正した図面等に要した費用・日数等を含め、現地状況を踏まえつつ、適切に契約変更を行うこと。

4. 社会資本整備交付金事業における債務負担行為等の活用について

施工時期の平準化の推進の観点から、「社会資本総合整備計画に係る交付金事業における施工時期の平準化に資するための債務負担行為等の活用について」（令和2年3月31日付け総行第93号・国土入企第55号）により、交付金事業における債務負担行為の活用や、一括設計審査や早期着手交付申請の活用等の取組を推進するよう要請したところであるが、当該通知の趣旨及び内容も踏まえつつ、引き続き、交付金事業においても施工時期の平準化の推進に努めること。

5. 地域の実情等に応じた適切な規模での発注等について

工事の発注規模や入札参加条件等については、工事内容や工事費、地域の実情等を適切に考慮して設定されるべきものであるが、入札に付そうとする工事と同種・類似の工事で入札不調・不落が生じている場合や、入札不調・不落により再入札に付する場合等においては、施工確保通知「6. 地域の建設業者の受注機会の確保について」の趣旨にも留意しつつ、地域の実情等も踏まえ、必要に応じて、複数工区をまとめて発注する等の発注ロットの拡大や、当該工事における地域要件の緩和のほか、工期の適切な見直し等について、適宜検討すること。

6. 地域の実情に応じた随意契約の活用について

運用指針の「Ⅲ. 災害時における対応、（１）確実な施工確保、不調・不落対策、（実態を踏まえた積算の導入等）」の内容等を踏まえ、災害復旧・復興による急激な工事量の増加により、特定の地域において既存の積算基準類と実態に乖離が生じている又はそのおそれがある場合などにおいては、不調・不落の発生状況にも留意しつつ、必要に応じて、不調随契や不落随契の活用も検討すること。

岡山県建設政治連盟の収支報告について

自由民主党岡山県建設業支部

政治団体の決算は、政治資金規正法の規定により暦年となっており、決算終了後3ヶ月以内に収支報告を岡山県選挙管理委員会に提出することが義務付けられております。

「岡山県建設政治連盟」「自由民主党岡山県建設業支部」両政治団体の令和2年度決算についてさる1月15日に監査を受け、2月25日に開催された地区代表者会において承認を得ましたので、その概要を掲載いたします。

○岡山県建設政治連盟

令和2年度収支報告書

自 R2. 1. 1
至 R2. 12. 31 (単位: 円)

収入の部

項 目	決 算 額	予 算 額	差 異	備 考
会 費	1,671,000	1,659,000	12,000	3,000 円 × 557 名
その他の収入	72,042	48	71,994	預金利子、戻入金
前期繰越金	4,770,927	4,770,927	0	
合 計	6,513,969	6,429,975	83,994	

支出の部

項 目	決 算 額	予 算 額	差 異	備 考
経常経費	51,290	50,000	1,290	会費請求書用紙印刷代他
政治活動費	866,081	6,379,975	△ 5,513,894	
合 計	917,371	6,429,975	△ 5,512,604	

翌年度への繰越額 6,513,969 円 - 917,371 円 = 5,596,598 円

○自由民主党岡山県建設業支部

令和2年度収支報告書

自 R2. 1. 1
至 R2. 12. 31 (単位: 円)

収入の部

項 目	決 算 額	予 算 額	差 異	備 考
党 費	664,300	683,150	△ 18,850	
その他の収入	0	1	△ 1	預金利子
前期繰越金	183,955	183,955	0	
合 計	848,255	867,106	△ 18,851	

支出の部

項 目	決 算 額	予 算 額	差 異	備 考
経常経費	550	1,000	△ 450	残高証明書発行手数料
政治活動費	664,300	866,106	△ 201,806	党費還付金他
合 計	664,850	867,106	△ 202,256	

翌年度への繰越額 848,255 円 - 664,850 円 = 183,405 円

岡山県下公共工事の動向〈2月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 全般の状況（令和3年2月）

区 分	当 月		累 計	
	件 数	請 負 金 額	件 数	請 負 金 額
令和2年度	162件	76億円	3,738件	1,609億円
増 減 率	▲ 3.6%	8.1%	▲ 16.1%	▲ 9.2%
令和元年度	168件	71億円	4,455件	1,771億円
平成30年度	328件	101億円	4,034件	1,412億円
平成29年度	197件	53億円	3,340件	1,192億円

【1】当月の状況

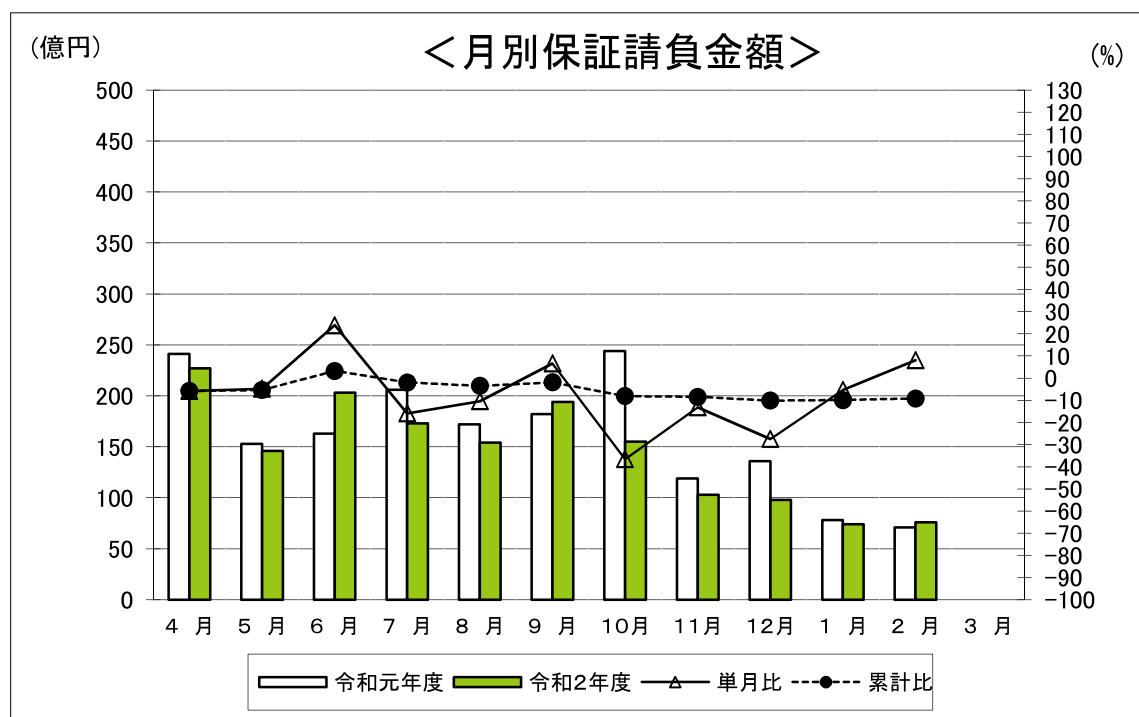
2月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で3.6%減の162件、請負金額は8.1%増の76億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「独立行政法人等」で30.9%減、「市町村」で1.1%減、「その他の公共的団体」で16.0%減となったものの、「国」で39.0%増、「県」で43.9%増となった。

【2】累計(令和2年4月～令和3年2月)

2月末累計では、件数は前年同月比で16.1%減の3,738件、請負金額は9.2%減の1,609億円となった。

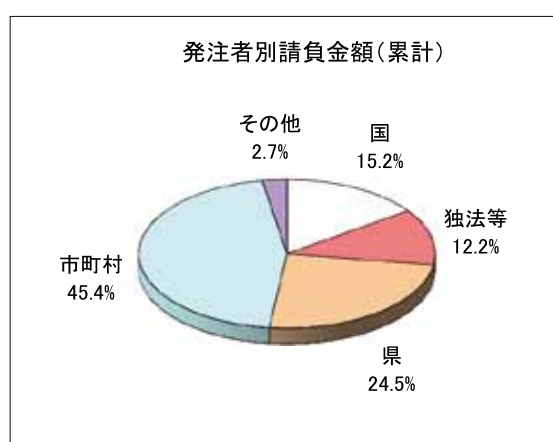
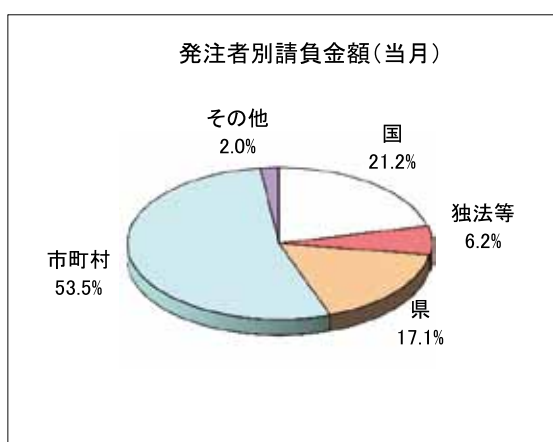
発注者別の請負金額でみると、「独立行政法人等」で22.3%増、「市町村」で5.6%増となったものの、「国」で13.5%減、「県」で32.8%減、「その他の公共的団体」で13.5%減となった。



Ⅱ．発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

区分 発注者	当 月		増減率(%)		累 計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	7	1,636	40.0	39.0	161	24,431	▲ 18.7	▲ 13.5
独法等	3	477	50.0	▲ 30.9	83	19,717	25.8	22.3
県	67	1,313	97.1	43.9	1,556	39,409	▲ 19.5	▲ 32.8
市町村	82	4,113	▲ 33.3	▲ 1.1	1,896	73,041	▲ 13.9	5.6
その他	3	153	▲ 25.0	▲ 16.0	42	4,314	▲ 25.0	▲ 13.5
合 計	162	7,694	▲ 3.6	8.1	3,738	160,914	▲ 16.1	▲ 9.2



Ⅲ．地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

区分 地区	当 月			累 計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	1,637	▲ 57.3	21.3%	54,450	▲ 10.7	33.9%
東備地区	457	84.5	5.9%	10,658	30.2	6.6%
倉敷地区	3,319	74.5	43.1%	36,884	▲ 16.9	22.9%
井笠地区	985	75.7	12.8%	15,629	▲ 14.6	9.7%
高梁地区	130	140.5	1.7%	6,291	7.2	3.9%
新見地区	327	191.1	4.3%	6,299	▲ 31.0	3.9%
真庭地区	231	97.4	3.0%	14,053	66.4	8.7%
津山地区	290	48.2	3.8%	10,237	▲ 28.6	6.4%
勝英地区	314	230.2	4.1%	6,410	▲ 15.2	4.0%
合 計	7,694	8.1	100.0%	160,914	▲ 9.2	100.0%

(建災防だより)

講習会のお知らせ

令和3年4月・5月

◎作業主任者技能講習

- | | | |
|--------------|-----------|----------|
| ・足場の組立等作業主任者 | 4月15日～16日 | (岡山建設会館) |
| ・足場の組立等作業主任者 | 5月26日～27日 | (岡山建設会館) |

◎能力向上教育等の安全衛生教育

【岡山県入札参加資格の格付けにかかる主観点の加点对象教育】

- | | | |
|---------------------|-----------|----------|
| ・職長・安全衛生責任者教育 | 5月11日～12日 | (岡山建設会館) |
| ・安全衛生推進者能力向上教育(初任時) | 5月28日 | (岡山建設会館) |

◎その他の教育

- | | | |
|----------------------------|-------|----------|
| ・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 6時間コース | 4月21日 | (岡山建設会館) |
| ・石綿特別教育 | 4月26日 | (岡山建設会館) |
| ・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 6時間コース | 5月18日 | (岡山建設会館) |

※ くらしき山陽ハイツが令和3年1月より使用できなくなりました。倉敷市等西部地域の皆様にはご不便をおかけしますがご了承下さい。

お知らせ！

第11回「リスクにチャレンジ！岡山」運動の展開について！

令和2年、県下の建設業における労働災害の発生状況(速報値)は、休業4日以上(死亡災害)は微減、死亡災害は1件増の6件(うち墜落転落災害4件)となり憂慮すべき事態となっております。つきましては、当運動を推進し労働災害撲滅のため各種災害防止活動を展開していただきますようお願いいたします。

[実施期間] 令和2年10月1日～令和3年3月31日まで

[各種活動] ・自主的な安全パトロール ・リスクアセスメントを活用した災害事例研修会等
・建設業年度末労働災害防止強調月間

[スローガン] 『知恵を出し合いリスクの低減 作ろうみんなの安心職場』

※用品の注文等の詳細は支部ホームページをご覧ください。

“運動に参加して労働災害を撲滅しましょう！！”

「建設業安全衛生教育用教材に係る最新情報のメール配信(無料)」の登録促進協力依頼について！

建災防においては、販売促進を図るためや、コロナ感染症対策の一環として非接触型の情報発信を推進するため、「建設業安全衛生教育用教材に係る最新情報のメール配信(無料)」を2月より開始しております。

別紙、「建設業安全衛生教育用教材等に係る最新情報のメール配信(無料)のご案内」により登録し、各種教育用教材、用品等を活用していただきますようご案内します。※建災防本部ホームページトップページ掲載

安全衛生図書・用品の頒布価格改定のご案内について！※非会員

別紙、「安全衛生図書・用品の頒布価格改定のご案内」のとおり、非会員に対しては頒布価格を改定することとなりましたが、会員に対しては従来通りの価格で頒布いたします。

建設業労働災害防止協会 岡山県支部

〒700-0827 岡山市北区平和町5-10 Tel086-225-4132 Fax086-225-5392

ホームページ[文字検索] 建災防 岡山県支部

建設業安全衛生教育用教材等に係る 最新情報のメール配信（無料）のご案内

建災防メール配信にご登録いただければ、当協会が発行している建設業に係る安全衛生教育用教材、コロナ対策用品等に係る最新情報をメールで配信します。

メール配信コンテンツ

- ①安全衛生図書・用品カタログ
- ②新刊図書・新規用品案内
- ③安全週間、衛生週間、年末年始期間、年度末月間カタログ
- ④熱中症クールワーク、墜落・転落災害撲滅キャンペーンの
情報
- ⑤関係省庁の法改正や通達情報等
- ⑥その他



新刊図書の案内



メール配信登録方法

- ①建災防ホームページ **建災防メール配信**

検索

で登録ページにアクセスし登録するだけです。

- ②右のQRコードでも登録ページにアクセスできます。



令和3年1月22日

会 員 各 位

建設業労働災害防止協会岡山県支部

安全衛生図書・用品の頒布価格改定のご案内

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当協会の業務運営につきましては、平素より格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

近年の人件費、原材料費及び物流費等の高騰によるコスト上昇に対応すべく、当協会でも徹底したコスト削減等に努めてまいりました。

しかしながら、これらの経費分をコスト削減で対応することが極めて困難な状況となりましたので、今回、止むを得ず皆様に一部ご負担いただくこととし、頒布価格を下記のとおり改定させていただきますことといたしました。

つきましては、頒布価格の改定により皆様にはご負担とご迷惑をおかけいたしますが、今後より一層のサービス向上に努めて参る所存でございますので、今後とも変わらぬご愛顧をいただきますよう、何卒、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

一方、今回は会員の皆様への頒布価格につきましては、変更することなく維持してまいります。

なお、皆様の会員加入状況の有無につきましては、各都道府県支部で管理しておりますので最寄りの各都道府県支部へお問い合わせください。

記

1. 新価格への改定日

(1) FAXでのご注文

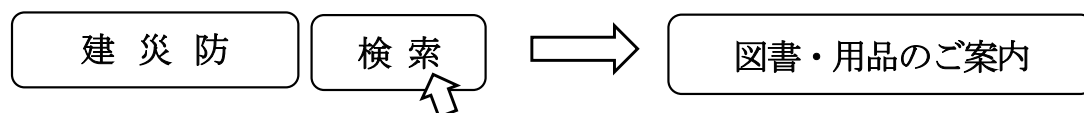
令和3年4月1日（木）発送分より

(2) 窓口（建災防岡山県支部）でのご購入

令和3年4月1日（木）より

2. 新価格の詳細

建災防本部ホームページの図書・用品のご案内をご参照ください。



3. 問合せ先

建設業労働災害防止協会岡山県支部

岡山市北区平和町5-10

TEL 086-225-4132

FAX 086-225-5392

以上

建設業年度末労働災害防止 強調月間用品



ポスター

B2判 (73×52cm) 各¥200 社名印刷(有料)各 50 枚以上

のぼり

ポリエステル製 (240×70cm)
各¥1,600
社名印刷(有料)5 枚以上

No.1

760401

やまのうち
山之内 すず



No.2

760402

イラスト(田中寛崇)



880610
(年度末)



880611

(春の房総半島
いずみ鉄道と菜の花)



ワッペン

780630(年度末)

¥860

ビニール製
(7.5×6cm)
10枚1組

社名印刷(有料)

50 組以上



新型コロナウイルス感染症
防止対策ワッペン

783110

¥460

ビニール製
(7.5×6cm)
5 枚1組

社名印刷対象外



横 幕

880620



ポリエステル製
(70×220cm) ¥1,600

新型コロナウイルス
感染症防止対策ポスター



761950

感染症リスク回避ポスター

New!



761960

B2判
(73×52cm)
社名印刷(有料)
各 50 枚以上
各 ¥200

新型コロナウイルス
感染症防止対策のぼり



883140

感染症リスク
回避のぼり

New!



883150

ポリエステル製
(240×70cm)
社名印刷(有料)
5 枚以上

各¥1,600

タオル

(綿製 220 匁 34×85cm) 各10本1組 各¥3,210 社名印刷(有料) 各 10 組以上

880440
(安全第一)



880510
(新型コロナウイルス対策)



詳しくは建設の安全1・2月合併号をご覧ください。

*表示価格：消費税込み

ご注文はお早めに建災防岡山県支部へ

(建退共だより)

加入履行証明願の様式が変わります

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建退共岡山県支部
<http://okayama-kentaikyō.jp/>

建退共の掛金納付方式に、現行の証紙貼付方式に加え、電子申請方式が追加されることに伴い、「建設業退職金共済事業加入・履行証明願」の様式が変更となります。
令和3年4月以降に証明を受けられる場合は、掛金納付方式にかかわらず新様式での提出をお願いします。

様式第OK-02号

経営事項審査申請用

建設業退職金共済事業加入・履行証明願 共済事業加入及び共済契約の履行状況を下記により証明願います。 令和 年 月 日 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建退共岡山県支部 長 殿 住 所 申 請 者 名 称 (共済契約者) 代 表 者 電 話 番 号	
① 共済契約成立年月日 年 月 日	⑩ 直前決算日における直近1か年間の 元請から受けた電子申請による 掛金充当額 円
② 共済契約者番号 ー	⑪ 直前決算日における直近1か年間の 下請に行った電子申請による 掛金充当額 円
③ 建設キャリアアップシステム 事業者 I D	⑫ 事務受託者番号
④ 直前決算日における 被共済者数 人	⑬ 決算日及び決算期間 年 月 日 ～ 年 月 日
⑤ 直前決算日における直近1か年間の 手帳更新数 冊	⑭ 工 事 施 工 高 (土 木) (建築・その他)
⑥ 直前決算日における直近1か年間の 証紙購入額 円	公共工事 千円 千円 民間工事 千円 千円
⑦ 直前決算日における直近1か年間の 元請から現物で交付を受けた 証紙の金額 円	合 計 千円
⑧ 直前決算日における直近1か年間の 下請へ現物で交付した 証紙の金額 円	⑮ その他
⑨ 直前決算日における直近1か年間の 電子申請による 掛金充当額(自社分) 円	
建設業退職金共済事業加入・履行証明書 上記のとおり相違ないことを証明します。 証第 号 令和 年 月 日 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建退共岡山県支部 支部長 印	

第129回 バーチャル株主総会

●相談内容●

最近、バーチャル株主総会という言葉聞きますが、どんな株主総会なのでしょう。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に扱う。

バーチャル株主総会とは

株主総会の一般的なイメージというと、株主が会議場に集合し、役員から報告事項の説明を受け、決議事項について質問や発言をし、採決を行う、という感じだと思います。物理的な場所で株主総会を開催するわけで、これをリアル株主総会といたりします。

これに対して、バーチャル株主総会とは、物理的な場所ではなくインターネットなどの手段を用いて開催する株主総会をいいます。完全にバーチャルのみのものをバーチャルオンリー型株主総会といいますが、現時点では、バーチャルオンリー型株主総会は認められていません。

リアル株主総会とバーチャル株主総会を組み合わせたものをハイブリッド型株主総会といいます。ハイブリッド型株主総会では、物理的な場所でのリアル株主総会を開催しながら、その場にいない株主もインターネットなどの手段を用いて株主総会に参加することができるのです。

なぜバーチャル株主総会なのか

もともとは、2018年頃から経済産業省内で議論され、検討が進められていたものです。その背景には、近年のITの発展と浸透状況を踏まえ、株主総会のあり方（株主への情報提供、会社と株主の対話）を再考するという視点がありました。

その検討結果がガイドラインとして公表されたのですが、折しも新型コロナウイルス感染症の影響で3密の回避やリモートワークへの移行が叫ばれたこともあり、いわばリモート株主総会としてのバーチャル株主総会にも注目が集まっているのです。実際、2020年6月には、上場会社のうち約120社がハイブリッド型株主総会を開催したと発表されています。

バーチャル株主総会の論点

バーチャル株主総会には沢山の論点があります。会場をどうするか、配信方法をどうするか、セキュリティをどうするか、配信遅延や通信障害の対策をどうするか、株主の参加方法をどうするか、株主の本人確認をどうするか、株主のプライバシーをどうするか、といった問題です。こういった論点があることもあって、現時点では、ハイスpek的な通信環境をもつ会社でなければ対応することが難しいのかもしれません。

しかし、ルールや環境が整備されてハードルが下がれば、普通の会社でも対応できるようになると思います。将来的には、バーチャルオンリー型株主総会を開催することもできるようになるのでしょう。オンライン会議が今や当たり前になりつつあるように、バーチャル株主総会もいつか当たり前になるのかもしれません。

令和3年度 技術検定試験・受験準備講習会等の日程について

令和3年度に実施される技術検定試験・受験準備講習会等の実施機関と日程は次のとおりです。
受検・受講を希望される方は参考になしてください。

試 験	受験準備講習会等
1・2級土木施工管理技術検定 1・2級管工事施工管理技術検定 1・2級電気通信工事施工管理技術検定 1・2級造園施工管理技術検定 土地区画整理士技術検定 《指定試験機関》 (一財)全国建設研修センター https://www.jctc.jp/ TEL 土 木 (042)300-6860 管工事 (042)300-6855 電気通信工事 (042)300-0205 造園・土地区画整理士 (042)300-6866	◎ 1・2級土木施工管理技術検定(1級第1次、 2級種別:土木)受験準備講習会 主催 (公財)岡山県建設技術センター https://www.octc.or.jp/ TEL (086)284-4510
1・2級建築施工管理技術検定 1・2級電気工事施工管理技術検定 《指定試験機関》 (一財)建設業振興基金 https://www.fcip-shiken.jp/ TEL 試験研修本部 (03)5473-1581	◎ 1・2級建築、管工事、電気工事、電気通信 工事施工管理技術検定(第1次・第2次) 及び1級土木施工管理技術検定(第2次) 受験準備講習会 主催 (一財)地域開発研究所 https://www.ias.or.jp/jyuku/ TEL (03)3235-3601
1・2級建設機械施工管理技術検定 《指定試験機関》 (一社)日本建設機械施工協会 https://jcmanet-shiken.jp/ TEL 試験部 (03)3433-1575	◎ 1・2級建設機械施工管理技術検定(筆記) 受験対策講座 主催 (一財)建設物価調査会 講習会業務代行(株)建設物価サービス https://book.kensetu-navi.com/ TEL (03)5649-8581
建設業経理士検定・建設業経理事務士検定 (一財)建設業振興基金 https://www.keiri-kentei.jp/ TEL (03)5473-4581	◎ 建設業経理事務士特別研修(3級・4級) 主催 (一財)建設業振興基金 https://www.keiri-kentei.jp/training/ TEL (03)5473-4581

令和3年度技術検定試験 実施日程・願書販売先（書面受付の場合）

インターネット申込・試験の詳細については各機関にお問い合わせ下さい。

検定試験	級別	申込書販売開始※郵送販売は7日前に締切		実施機関	申込受付期間 ※消印有効	試験日	合格発表日	
		申込書販売場所						
土木	1級	第1次検定	R3. 2. 26	(一財)全国建設研修センター 土木試験課 TEL (042) 300-6860	R3. 3. 17～3. 31	R3. 7. 4	R3. 8. 19	
		第2次検定				R3. 10. 3	R4. 1. 14	
	2級	第1次検定(前期)(種別土木)	R3. 2. 19		R3. 3. 3～3. 17	R3. 6. 6	R3. 10. 24	R3. 7. 6
		第1次検定(後期)	R3. 6. 21					R4. 1. 14
		第1次検定・第2次検定			R3. 7. 6～7. 20	R4. 2. 2		
		第2次検定						
(公財)岡山県建設技術センター TEL (086) 284-4510 (一財)全国建設研修センター(右記)				※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい				
管工事	1級	第1次検定	R3. 4. 12	(一財)全国建設研修センター 管工事試験課 TEL (042) 300-6855	R3. 5. 6～5. 20	R3. 9. 12	R3. 10. 14	
		第2次検定				R3. 12. 5	R4. 3. 2	
	2級	第1次検定(前期)	R3. 2. 19		R3. 3. 3～3. 17	R3. 6. 6	R3. 11. 21	R3. 7. 6
		第1次検定(後期)	R3. 6. 28					R4. 1. 14
		第1次検定・第2次検定			R3. 7. 13～7. 27	R4. 3. 2		
		第2次検定						
(公財)岡山県建設技術センター TEL (086) 284-4510 (一財)全国建設研修センター(右記)				※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい				
電気通信工事	1級	第1次検定	R3. 4. 12	(一財)全国建設研修センター 電気通信工事試験課 TEL (042) 300-0205	R3. 5. 6～5. 20	R3. 9. 12	R3. 10. 14	
		第2次検定				R3. 12. 5	R4. 3. 2	
	2級	第1次検定(前期)	R3. 2. 19		R3. 3. 3～3. 17	R3. 6. 6	R3. 11. 21	R3. 7. 6
		第1次検定(後期)	R3. 6. 28					R4. 1. 14
		第1次検定・第2次検定			R3. 7. 13～7. 27	R4. 3. 2		
		第2次検定						
(公財)岡山県建設技術センター TEL (086) 284-4510 (一財)全国建設研修センター(右記)				※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい				
造園	1級	第1次検定	R3. 4. 12	(一財)全国建設研修センター 造園試験課 TEL (042) 300-6866	R3. 5. 6～5. 20	R3. 9. 12	R3. 10. 14	
		第2次検定				R3. 12. 5	R4. 3. 2	
	2級	第1次検定(前期)	R3. 2. 19		R3. 3. 3～3. 17	R3. 6. 6	R3. 11. 21	R3. 7. 6
		第1次検定(後期)	R3. 6. 28					R4. 1. 14
		第1次検定・第2次検定			R3. 7. 13～7. 27	R4. 3. 2		
		第2次検定						
(公財)岡山県建設技術センター TEL (086) 284-4510 (一財)全国建設研修センター(右記)				※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい				
建築・電気工事	1級	第1次検定	R3. 1. 15	(一財)建設業振興基金 試験研修本部 TEL (03) 5473-1581	R3. 1. 29～2. 12	R3. 6. 13	R3. 7. 16	
		第2次検定(第1次検定免除者)			R3. 7. 6～7. 20	R3. 10. 17	R4. 1. 28	
		第2次検定(前年度学科試験のみ合格者)	—					
	2級	第1次検定(前期)	R3. 1. 15		R3. 1. 29～2. 12	R3. 6. 13	R3. 7. 6	
		第1次検定(後期)	R3. 6. 22				R4. 1. 21	
		第1次検定・第2次検定			R3. 7. 6～7. 20	R3. 11. 14	R4. 1. 28	
		第2次検定(第1次検定免除者)						
		第2次検定(前年度学科試験のみ合格者)						—
(公財)岡山県建設技術センター TEL (086) 284-4510 (一財)建設業振興基金(右記)				※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい				
建設機械	1級	第1次検定	R3. 2. 1	(一社)日本建設機械施工協会 試験部 TEL (03) 3433-1575	R3. 2. 15～3. 31	R3. 6. 20	R3. 8. 4(予定)	
		第2次検定(筆記)				R3. 8月下旬～9月中旬	R3. 11. 16(予定)	
		第2次検定(実技)						
	2級	第1次検定(第1回)			R3. 9. 16	R3. 6. 20	R3. 8. 4(予定)	
		第2次検定(筆記)					R3. 8月下旬～9月中旬	R3. 11. 16(予定)
		第2次検定(実技)						
		第1次検定(第2回)	R3. 9. 21～10. 20			R4. 1. 16	R4. 3. 9(予定)	
	(一社)岡山県建設業協会※窓口販売のみ TEL (086) 225-4131 (一社)日本建設機械施工協会中国支部 TEL (082) 221-6841				※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい			

(建設業福祉共済団からのお知らせ)

<法定外労災補償制度>

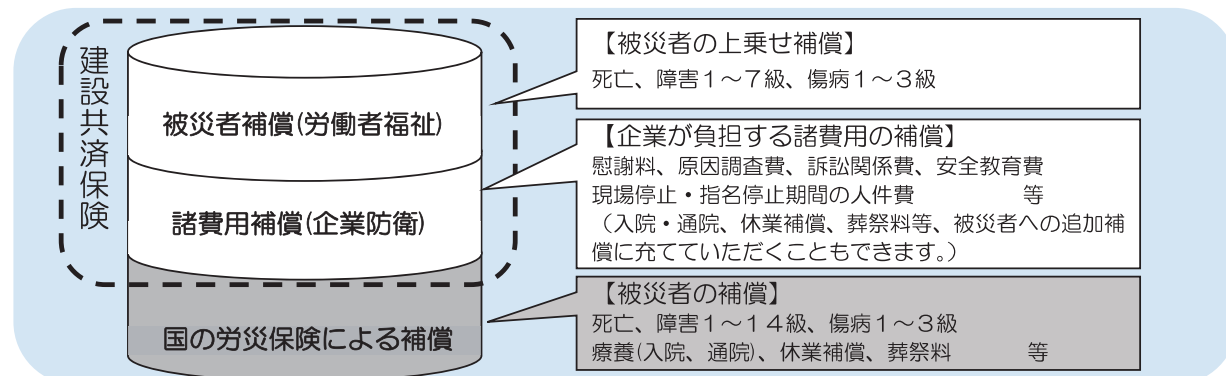
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4131

建設共済保険

検索

(建設業総合補償制度のご案内)

一般社団法人 岡山県建設業協会会員の皆様へ

令和2年度

建設業総合補償制度 のご案内

●第三者賠償補償
●工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)



補償内容がさらに拡充されました! ぜひご加入をご検討ください!

- 団体のスケールメリットにより、個別加入と比較して割安な保険料になっています。
- 建設業における賠償事故および工事対象物の損害を総合的に補償します。
- 年間包括契約であり、予め定められた工事および業務のすべてが補償の対象となるので、保険の加入忘れがありません。
共同企業体(JV)工事についても包括契約の対象になります。(被保険者の責任分のみ補償します。)
- 保険料は全額損金処理できます。(令和元年7月現在)

主な補償内容(支払限度額)

充実の補償内容

第三者賠償補償(損害保険)

身体賠償	1名につき 1億円	1事故につき 3億円 (または 5億円 、 10億円) (生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中通算の支払限度額となります。)
財物賠償 (管理財物の損壊を含む)	1事故につき 1億円	(または、 3,000万円 、 5,000万円 、 3億円 、 5億円 、 10億円) (生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中通算の支払限度額となります。)
免責金額(自己負担額)	1事故につき	3万円 (身体賠償・財物賠償それぞれ)
借用・支給財物損壊補償	1事故、保険期間中通算	500万円 (免責金額1事故につき5万円)

地盤崩壊危険補償特約(オプション)

財物賠償	1事故、保険期間中通算	1,000万円 もしくは 2,000万円
免責金額(自己負担額)	1事故につき	5万円 ※通常の地盤崩壊危険補償特約で対象とならない損害につき一定割合で保険金を支払う「地盤崩壊危険補償特約(ワイド)」もございます! 詳細はパンフレットをご覧ください。

使用者賠償責任補償特約(オプション)

支払限度額	1回の災害および保険期間中通算	5,000万円 もしくは 1億円 、 2億円 、 3億円
-------	-----------------	--

支払限度額・免責金額

充実の補償内容

土木工事保険

1工事あたりの支払限度額	1事故かつ1工事期間中につき 2,000万円 もしくは 各工事の保険金額(=請負金額)のいずれか低い額
1事故あたりの免責金額(自己負担額)	(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: 0円 (2) 盗難の場合: 10万円 (3) (1) (2) 以外の事故による場合: 150万円

組立保険

1事故あたりの支払限度額	各工事の保険金額(=請負金額) ※工具は、保険期間中 100万円 まで。(建設工事保険のみ)
1事故あたりの免責金額(自己負担額)	(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: 0円 (2) (1) 以外の事故による場合: 10万円

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人 岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有(管理)者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

お問い合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4131

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山法人営業課
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル7階

086-225-0703

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

これは、「建設業総合補償制度」の特徴を説明したものです。詳しくはパンフレットをご用意しておりますので上記にお問い合わせください。

(岡山県からのお知らせ)

春の交通安全県民運動

『思いやり ゆとりは無事故へ つづく道』

令和3年4月6日(火)～4月15日(木)

重点目標

- 全国共通の重点目標
 - ・子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保 ・自転車の安全利用の推進
 - ・歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上
- 岡山県の重点目標
 - ・スピードダウンの励行 ・合図の徹底
- 自主重点目標
 - ・飲酒運転の追放

交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(土)

岡山県交通安全対策協議会

協会日誌

- 3. 2. 4 岡山国道事務所、岡山河川事務所、高梁川・小田川緊急治水対策事務所との意見交換会
- 3. 2.10 中国地区建設産業魅力発信推進連絡協議会(リモート)
- 3. 2.15 全建 総務委員会(リモート)
- 3. 2.17 全建 理事会(リモート)
- 3. 2.19 技術研究委員会合同会議
- 3. 2.19 正副会長会
- 3. 2.24 岡山県建築住宅センター(株)取締役会
- 3. 2.25 西日本建設業保証(株)取締役会(リモート)
- 3. 2.25 理事会

建 災 防 日 誌

- 3. 2.19 建設現場における溶接ヒューム等に関する新たな規則の説明会
- 3. 2.26 全国支部事務局長会議

とれたて おかやま いただきます!



進めよう!
地産地消
おかやま

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

TEL (086) 225-4131

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

FAX (086) 225-5388

E-mail : info@okakenkyo.jp